大阪広域水道企業団

指定給水装置工事事業者の皆様へ

給水装置工事施行基準の標準化について(お知らせ)

日頃から、大阪広域水道企業団水道事業の運営にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。 企業団では、水道事業ごとに給水装置工事の施行基準を定めていますが、令和6年 10 月1日から施 行基準を標準化します。(ただし、一部の内容については、水道事業ごとに定めている事項がありますの

で、ご注意ください。)

また、標準給水装置工事施行基準(以下「標準施行基準」という。)の策定に伴い、水道事業ごとに定めている設計審査手数料と工事検査手数料についても令和8年 10 月1日に統一します。ただし、統一後の手数料が増額となる場合は、緩和措置として令和6年 10 月1日から1年ごとに改定し、減額となる場合は、緩和措置を設けずに統一後の手数料に改定します。

つきましては、これまでの運用から変更になりますので、お知らせします。

なお、申込書などの様式も変更となりますので、ご留意ください。

指定給水装置工事事業者様におかれましては、令和6年10月1日以降の給水装置工事申請において、標準施行基準の内容を十分留意の上、手続きいただきますようよろしくお願いします。

【概要】

給水装置工事施行基準の標準化及び手数料の統一の概要については、概要及び手数料改定一覧をご確認ください。また、手数料の算出方法の具体例は、標準施行基準に記載します。

【標準施行基準運用開始日】

令和6年10月1日の給水装置工事申請 受付分より

【標準施行基準の配布】

「標準施行基準」及び各水道事業で定める「別冊給水装置工事施行基準」は、企業団 Web ページからダウンロードできます。

問合せ先

大阪広域水道企業団 経営管理部 広域調整課 06-6944-6871 又は、最寄りの水道センターへ